

西区在宅サービスセンター清掃業務仕様書

この仕様書は、西区在宅サービスセンター清掃業務に関する業務内容、その他必要事項を明示したものであり、本業務の実施にあたっては、常に建物の管理保存と美観に留意しつつ、これを忠実に履行しなければならない。

また、作業員等を雇用しサービスさせるときは労働基準法、最低賃金法等の法令を遵守すること。

1. 清掃対象物件及び所在地

西区在宅サービスセンター 大阪市西区新町4-5-14西区役所合同庁舎6階

2. 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日

3. 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び施設管理担当者の指示によるものとする。
- (3) 受託者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、または疑義を生じた場合は、施設管理担当者と協議するものとする。

4. 基本事項

(1) 日常清掃

作業時間・・・午後2時～午後4時30分までに完了すること。

作業日・・・毎月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

作業場所・・・社屋周辺と下記社内

6階 849.92㎡（毎日）通路、ホール、トイレ、多目的トイレ、旧デイルーム
（週1回）第1会議室、第3会議室、ボランティアルーム

1階・地下 82.82㎡（毎日）1階玄関ホール、地下1階エレベータ前
（週1回）1階屋外駐輪場

主な業務内容・・・別紙「日常清掃場所別作業一覧」によること。

(2) 所要経費の分担

- ① 清掃作業に使用する清掃用具・機械・器具・資材・消耗品等はすべて受託者の負担とする。

※使用する洗剤等については、有機リン酸化合物を含まないものとする。

- ② 業務上必要な電力、水道については、(社福)大阪市西区社会福祉協議会(以下 西区社協という)が負担する。常に、節電、節水に努めること。
- ③ その他、トイレトペーパー・作業用具保管場所は、本会が負担する。

5. 作業員の服務

作業の実施に当たっては、本会の業務に支障のないよう十分注意すること。また、特に火災、盗難、その他の事故防止については万全の配慮を行うこと。

6. 人権研修の実施

受託者は、作業従事者が人権問題をはじめとする基本的人権について正しい認識を持って業務の遂行をするように、適切な研修を実施すること。

7. 支払方法

本業務の履行完了後、毎月1日より月末までを1ヶ月分とし、契約書に基づく請求により支払うものとする。

8. その他

常に、環境に配慮した作業を心がけ、省エネルギー、省資源、リサイクルの促進、適切な廃棄物処理等、環境への負荷の低減に努めること。

9. 特記事項

- (1) 受託者は、本業務にかかる処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 本事業の執行については、関係法令及び区社協各種規程等を遵守し適切に行うこと。
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱を遵守すること。
- (4) その他、この仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議とするものとする。